

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA会社（以下「会社」という。）に採用され、会社が運営する介護付き有料老人ホームB（以下「事業場」という。）において准看護師として入居者に対する処置、介助等の看護業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日午前7時半頃、自宅で出勤のための準備を行っていたところ、突然発作を伴う過呼吸、激しい動悸、意識混濁等の症状が出現し出勤できない状態になったため、同日C病院に受診し「動悸」と診断され、翌〇日にはD神経内科に受診し「パニック障害を伴ったうつ病」と診断され通院加療した。その後、平成〇年〇月〇日D神経内科医師の紹介によりE病院に転医し「双極性感情障害、現在軽躁病エピソード」と診断され通院加療した。

請求人は、平成〇年〇月頃から特定のF入居者（以下「特定の入居者」という。）の問題行動や言動などに対して悩んでいたこと、また、ホーム長に対し看護師の増員や入居者とのトラブルなどについて相談等をしてきたが、請求人が期待した対応をしてもらえず上司との信頼関係が薄れたことなどの業務による出来事により精神障害を発病したとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会(以下「専門部会」という。)はその意見書において、請求人は平成〇年〇月〇日下旬頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したと判断しており、当審査会としても、請求人の症状の経緯及び医証等から、専門部会の当該意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関して、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人らは、本件公開審理等において、本件疾病発病前おおむね6か月間において請求人が特定の入居者とトラブルになっているにもかかわらずホーム長の支援・協力が得られなかったことを理由に、請求人の業務による心理的負荷の強度を認定基準所定の「特別な出来事」に該当する「心理的負荷が極度のもの」と評価すべきである旨主張する。しかしながら「特別な出来事」に該当す

る「心理的負荷が極度のもの」とは、生死にかかわる病気やケガをした、業務に関連し他人を死亡させたなど及びそれらに準ずる程度の心理的負荷のものがこれに該当するものであり、支援を得られなかったことのみでは心理的負荷が極度のものとは評価できず、「特別な出来事」には該当しない。

- (4) また請求人らは本件疾病発病前おおむね6か月間における上記(3)の出来事以外について、要旨、①特定の入居者から請求人に対し謝罪要求等があったこと、②請求人はホーム長に対し特定の入居者とトラブルになっていることなどを相談したにもかかわらず対応してもらえなかったこと、③平成〇年〇月頃に正社員の看護師1名が異動となり、正社員の看護師が請求人を含めて2名となったことにより仕事の負担が増えたことが原因で本件疾病を発病した旨主張する。これらの主張に係る出来事の心理的負荷を検討した結果は、決定書理由第2の2の(2)のウに説示のとおり、当審査会としても、業務による心理的負荷の総合評価は、いずれの出来事も「弱」とであると判断する。

なお、請求人はこれらの出来事のほか、本件の調査が十分に尽くされておらず、再調査を行うべきであるなどの主張を行うも、調査官の対応に対する不満を含む、請求人のその余の主張は上記結論を左右するものではないと判断する。

- (5) 請求人には、本件疾病発病後の出来事として、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

- (6) 以上のとおり、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であって、「強」には至らず、したがって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。